

警察が行う児童の一時保護に係る経費の請求要領について（通達）

〔 制定 平成22. 6. 22 例規会・少第26号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第33条第 1 項の規定により、児童相談所長の委託を受けて警察において児童を一時保護した場合に要した食糧費等の経費を当該児童相談所に請求する事務に関し、必要な事項を下記のように定め、平成22年 6 月22日から実施することとしたから、誤りのないようになされたい。

なお、警察が行う児童一時保護の経費支弁について（昭和32. 9. 18：2京会第 296号、2京防少第 114号）の例規通達は、廃止する。

記

1 請求対象の経費

請求の対象は、児童相談所長の委託書に基づき、警察において児童を一時保護した場合に、当該児童に対する食料の支給等により警察が支出した経費（以下「児童一時保護経費」という。）とする。

2 請求額

請求額は、児童一時保護経費の実費額とする。ただし、1日につき、一時保護した児童 1人当たりについて、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11. 4. 30：厚生省発児第86号）の厚生事務次官通知に定める一時保護所における一般生活費の日額を超えて請求することはできない。

3 請求先

児童一時保護経費の請求先は、別表のとおりとする。

4 請求要領

(1) 報告書の提出

ア 児童を一時保護した所属の長（以下「保護所属長」という。）は、月の初日からその月の末日までの間に児童一時保護経費に該当する経費の支出があるときは、当該経費を取りまとめた児童一時保護経費報告書（別記様式第 1 号。以下「報告書」という。）を作成し、翌月の10日までに警察本部長に提出（総務部会計課長（以下「会計課長」という。）経由）するものとする。この場合において、保護所属長が警察署長であるときは、児童一時保護経費に係る食料等調達業者からの請求書（請求書を徴しがたい場合にそれに代わるものとして児童相談所長が求めたものを含む。他の経費と混在していないものに限る。以下同じ。）の写しを報告書に添付するものとする。

イ 保護所属長は、報告書を作成する場合は、必ず児童相談所長の委託書の内容と照合するものとする。

(2) 支出更正依頼書等の送付

会計課長は、保護所属長から提出された報告書の記載事項を確認の上、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める要領により処理するものとする。

ア 京都府健康福祉部家庭支援課長（以下「家庭支援課長」という。）に請求する場合
児童一時保護経費支出更正依頼書（別記様式第 2 号）を作成し、次に掲げる書類を添え

て、家庭支援課長に送付するものとする。

(ア) 報告書の写し

(イ) 請求書の写し

イ 京都市長に請求する場合

児童一時保護経費請求書（別記様式第3号）を作成し、次に掲げる書類を添えて、京都市長に送付するものとする。

(ア) 報告書の写し

(イ) 請求書の写し

(ウ) 納入通知書

5 留意事項

- (1) 保護所属長は、児童を一時保護し当該児童に食料等を支給する場合は、緊急その他やむを得ないときを除き、事前に児童相談所長の確認を得て、原則、口座振替による精算払いが可能な業者から調達すること。
- (2) 前記4の(2)の家庭支援課長に請求する場合は、京都府健康福祉部家庭支援課（以下「家庭支援課」という。）において警察予算から京都府健康福祉部予算へ支出更正手続を行うことにより経費を負担することから、児童一時保護経費を支出した保護所属長及び会計課長は、家庭支援課による支出更正手続が終了した後、当該更正手続が報告書の内容どおり処理されているかを確認すること。

別表

児童相談所名	所在地	請求先	
		請求書等あて名	請求書等送付先
京都府家庭支援総合センター	京都市東山区清水4丁目185番地1	京都府健康福祉部家庭支援課長	京都府健康福祉部家庭支援課
京都府宇治児童相談所	宇治市大久保町井ノ尻13番地の1		
京都府福知山児童相談所	福知山市字堀小字内田1939番地の1		
京都市児童相談所	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町910番地の25	京都市長	京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課

別記

様式第1号

年 月末日廃棄

京都府警察本部長 殿
(総務部会計課長)

第 号
年 月 日

(所属長名)

児童一時保護経費報告書

みだしのことについては、下記のとおり報告します。

記

1 児童一時保護経費請求対象月
年度 月分

2 請求先及び請求金額

(児童相談所名) _____ 円

(児童相談所名) _____ 円 計 _____ 円

3 請求内訳

児童相談所名	委託書発送番号 発 送 日	経 費 負 担 の 内 容			
		負担日	内容(注1)	金 額	支出命令番号(注2)
		/		円	年度 -----
		/		円	年度 -----
		/		円	年度 -----
		/		円	年度 -----
		/		円	年度 -----
		/		円	年度 -----
計				円	

注1 「内容」欄は、「 / 朝食代」、「衣類(シャツ)代」等経費負担した内容を具体的に記載すること。

注2 「支出命令番号」欄は、当該経費負担の支出に係る該当年度及び電算処理時の支出命令番号を記載すること。

京都府健康福祉部家庭支援課長 殿

会第 号

年 月 日

京都府警察本部総務部会計課長

児童一時保護経費支出更正依頼書

児童福祉法第33条第 1 項の規定により警察が児童を一時保護したことに伴い、警察予算で支出をした下記の経費について、貴部予算へ支出更正方願います。

記

1 児童一時保護経費支出更正依頼対象月

年度 月分

2 支出更正内訳

児童相 談所名	受託警 察署等	委 託 書 発 送 番 号 発 送 日	経 費 負 担 の 内 容			
			負担日	内 容	金 額	支出命令番号
			/		円	年度 -----
			/		円	年度 -----
			/		円	年度 -----
			/		円	年度 -----
			/		円	年度 -----
			/		円	年度 -----
			/		円	年度 -----
			/		円	年度 -----
			/		円	年度 -----
			/		円	年度 -----
計					円	

様式第3号

京都市長 殿

会第 号

年 月 日

京都府警察本部長 印

児童一時保護経費請求書

¥ _____

ただし、 年度 月分として

児童福祉法第33条第1項の規定により警察が児童を一時保護したことに伴い、警察予算で支出をした経費について、上記のとおり請求します。

なお、内訳は次のとおりです。

受託警察署等	委託書発送番号 発送日	経費負担の内容			
		負担日	内容	金額	備考
		/		円	
		/		円	
		/		円	
		/		円	
		/		円	
		/		円	
		/		円	
		/		円	
計				円	